

終活

元気な今だから考える

ご存知ですか？

「家族信託のメリット&デメリット」

—あなたも遺産相続に関する予備知識をもっと！—

家族信託とは、老親が元気な時に自分の財産管理や資産承継などについて子供たちと話し合い、一番信頼できる子供にそれらの管理・処分・運用を一任することですが、同制度にもメリットとデメリットがあります。



メリット1

**成年後見制度より柔軟な
財産管理が可能**

成年後見制度では、老親の財産管理は本人の判断能力が低下・喪失した時点で家庭裁判所の監督の下、成年後見人に任せることになります。

ですが家族信託では、本人が元気なうちから財産管理を子供に託せる一方、認知症などで判断能力が低下しても金融機関等の意思確認手続きが不要なため資産凍結も招来せず、子供である受託者主導の柔軟な財産管理・運用・処分などが可能となります。

具体的には、認知症になった老親の生活支援のために子供の判断で金融機関から預貯金を下したり、空き家を売却することもできます。

メリット2

**遺言書でできない
資産承継が可能に**

遺言書は自分の財産の処分方法を定め、自分の財産を誰に相続させるか(一次相続)を指定するものですが、資産承継者が認知症や障害者・逝去者であった場合は、次の承継者(二次相続)を指定できません。

家族信託では、元気な老親(父親)が本人死亡後に財産の承継者を配偶者である妻と指定し、妻亡き後はアパート経営を長男へと第二次承継者に指定することが可能となります。

例えば、一次相続の妻が認知症になった場合は、長男がアパート経営を受け継ぎ、家賃収入などの財産管理や生活資金の支援などを行うことができます。

メリット3

**信託財産は差し押さえの
対象にならない**

破産者の財産は、差し押さえの対象となるというのが常識ですね。親子間で信託契約を結んだ後に、委託者である親や受託者である子供が破産した場合、皆さんはどうなると思いますか？

信託財産となった親の土地・建物などは所有権の移転に伴い、子供である受託者に所属することから差し押さえの対象にはなりません。

また子供の受託者が破産した場合、土地・建物の所有権は受託者に移転しているので差し押さえできると考えますが、これも対象外です。これらの信託財産は、子供の所有する固有財産からは独立した財産とみなされることから、差し押さえの対象にはなりません。

デメリット1

**受託者には身上監護
(保護)権がない**

家族信託は万能ではなく、できないこともあります。成年後見人のように、老親(委託者)に代わって子

供である受託者が身の回りの世話や諸契約の一切管理や取り消しなどを勝手に行うことはできません。

家族信託では、受託者は信託財産の管理・運用・処分は可能ですが、身上監護権(本人に代わって法律行為を行う権利)はありませんので、老親の入院や施設入所手続きなどできないことになっています。

しかし、実生活では子供や家族の一員として、老親の身上監護(保護)を行っているのが実情のようです。

デメリット2

**損益通算ができず
節税にはならない**

損益通算とは、課税計算するとき不動産所得の金額に損失を生じた場合、その損失額を他の所得の金額から控除するもので節税対策につながるというものです。

例えば、受託者がAアパート経営で800万円の黒字、Bアパートの経営で300万円の赤字を出したとします。損益通算すると500万円に課税されますが、Aアパートのみを信託財産としていた場合は800万円に課税されるので、節税にはなりません。

デメリット3

**実務に精通した
専門家が少ない**

そもそも家族信託は節税が目的ではないので、節税対策にはならないことがお分かり頂けると幸いです。

信託法が施行されてから10年を超えましたが、成年後見や遺言書などの制度と比べると一般の認知度は低く、司法書士や行政書士、弁護士や税理士など専門家の実務対応者も少ないのが現状のようです。

また、金融機関では家族信託向けの特別口座として「信託口座」を設定する必要がありますが、すべての金融機関で対応できていないというのが現状であります。

以上、メリット・デメリットを記しましたが、家族信託では自分の財産管理を任せられる本当に信頼できる受託者を見つけることが一番大切なことであることを改めて強調しておきます。

次回は、福岡県青年司法書士協議会が取り組む「家族信託による空き家対策」を紹介します。

シニアスタッフ上田篤彦

健康状態 制度・契約	現在	判断能力の 低下・喪失		死亡時	
	元気な時	認知症になった時	相続発生	二次相続発生	
財産管理 委託契約	●	●			
成年後見制度		●			
遺言制度			●	●	
家族信託契約	●	●	●		●
対策期間	生前の財産管理対策			相続後の資産承継対策	